

移動等円滑化のために必要な公園施設の設置に関する 基準の概要について

1. 背景

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「法」という。）が成立し、本年6月21日に公布されたところである。

都市公園については、法第13条第1項等において、公園管理者等が特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない旨等が規定されている。

このため、当該規定等に基づき、都市公園移動等円滑化基準を定める必要がある。

2. 概要

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する12の特定公園施設（政令で規定）を設ける場合について、都市公園移動等円滑化基準を定めることとする。

- (1) 都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場
出入口、通路、傾斜路及び階段に係る幅、勾配等の基準を定める。
- (2) 屋根付広場
出入口の基準及び車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保等を定める。
- (3) 休憩所
出入口の基準及び車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保等を定める。
- (4) 野外劇場
一定の基準を満たした車いす使用者用観覧スペースの設置等を定める。
- (5) 野外音楽堂
一定の基準を満たした車いす使用者用観覧スペースの設置等を定める。
- (6) 駐車場
一定の基準を満たした車いす使用者用駐車施設の設置等を定める。
- (7) 便所
出入口及び便房等の基準を定める。
- (8) 水飲場
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨を定める。
- (9) 手洗場
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨を定める。
- (10) 管理事務所
出入口及びカウンター等の基準を定める。
- (11) 掲示板
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨等を定める。
- (12) 標識
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨等を定める。